

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により花巻市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年2月29日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 不動ショッピングセンター 花巻市不動73番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社グリーン・ライフ
- 3 花巻市から聴取した意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項等

廃棄物の適正処理を行い、資源物のリサイクル化に配慮願いたい。

(2) 防犯・防災対策への協力

店員等による監視を十分に行い、防犯に努められたい。

(3) 騒音の発生に係る事項

騒音発生施設の使用にあたっての騒音には十分配慮されたい。

備考 本公告に係る花巻市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。